

井原市営繕工事における週休2日工事实施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、建設現場における労働環境改善のため、井原市が発注する営繕工事において、週休2日工事を実施するに当たり、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「週休2日」 対象期間において、4週8休以上の現場閉所（現場休息）を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 「週休2日工事」 週休2日を実施する工事をいう。
- (3) 「対象期間」 工事着手日（現場に継続的に常駐した最初の日）から工事完成日までの期間をいう。なお、年末年始6日間、夏季休暇3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間、受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間等は含まない。
- (4) 「現場閉所」 巡回パトロールや保守点検等を除き、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場が閉所された状態をいう。
- (5) 「現場休息」 分離発注工事の場合に、各発注工事単位で、現場事務所での作業を含めて1日を通して現場作業が無い状態をいう。
- (6) 「4週8休以上」 次に掲げる状態をいう。なお、現場閉所（現場休息）の日数の割合（以下「現場閉所（現場休息）率」という。）の算出において、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日や猛暑による作業不能日についても、現場閉所（現場休息）の日数に含めるものとする。
 - ①「月単位の4週8休以上」 対象期間内の全ての月ごとに現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の日数の割合が28.5%に満たない月においては、当該月の土曜日・日曜日の合計日数以上の現場閉所（現場休息）を行っている状態をいう。
 - ②「通期の4週8休以上」 対象期間内の現場閉所（現場休息）率が、28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。

(対象工事)

第3条 対象工事は、井原市が発注する営繕工事の中から発注者が指定するものとする。ただし、次のいずれかに該当する工事は指定しない。

- (1) 災害復旧工事等の緊急を要する工事
- (2) 現場条件や施工期間の制約が厳しい工事
- (3) 設計金額が1,000,000円未満の工事
- (4) 施工に必要な実日数（実働日数）が、概ね1か月未満の工事
- (5) 附帯工事など、他工事の進捗に影響を受ける工事
- (6) その他週休2日の確保が困難であると判断される工事

- 2 発注者は、前項の工事を発注する場合は、設計書の鏡に週休2日工事の対象工事である旨を明記する。

(実施方法)

第4条 発注方式は、週休2日に取り組むことを指定する発注者指定型とする。

- 2 受注者は、契約後速やかに、監督員と週休2日の内容として、月単位の週休2日もしくは通期の週休2日のいずれを実施するか協議するものとする。
- 3 前項に定めるもののほか、週休2日工事の実施に当たっては、別に定める特記仕様書により行うものとする。

(積算方法等)

第5条 発注者は、週休2日工事において、通期の4週8休以上を前提に、労務費（予定価格のもととなる工事費の積算に用いる複合単価、市場単価及び物価資料の掲載価格（材工単価）の労務費）に補正係数1.02を乗じて工事費を積算して予定価格を作成するものとする。

(設計変更)

第6条 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、対象期間において月単位の4週8休以上を達成した場合は、前条の補正係数を1.04に変更するものとする。

- 2 発注者は、現場閉所（現場休息）の状況を確認し、通期の4週8休以上を達成することができなかった場合は、前条の補正係数を1.00に変更するものとする。

(工事成績評価)

第7条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成をした場合は、工事成績評価の工程管理の項目で評価する。なお、週休2日の達成をすることができなかった場合においても減点を行わない。

(履行証明書)

第8条 発注者は、受注者が対象期間において週休2日の達成が確認できた上で竣功検査に合格した場合、請求のあった受注者に対し、別に定める週休2日工事履行証明書を発行する。

(委任)

第9条 この要領に定めのない事項については、別に定める。

附 則

この要領は、令和7年12月1日から施行し、同日以降に入札公告又は指名通知を行う工事から適用する。